

①訪問型サービス

H29.3.13現在

サービス種別	総合事業（訪問型サービス）	
	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）
サービス内容	○現行の介護予防訪問介護員による身体介護、生活援助	○生活援助（掃除、買い物、調理、洗濯等） ※身体介護（排泄・食事介助・清拭・入浴等）は対象外
対象者とサービス提供の考え方	○すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○身体介護が必要なケース	○身体介護が不要なケース
実施方法	事業者指定	事業者指定
想定している実施事業者等	介護予防訪問介護事業所	介護予防訪問介護事業所
人員基準	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【訪問介護員等】 常勤換算2.5人以上 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者）</p> <p>【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上 （資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等に業務に従事した介護職員初任者研修等修了者）</p>	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>【従事者】 必要数（単独で訪問型サービスAを実施する事業所は1以上） （資格要件： 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修修了者）</p> <p>【サービス提供責任者】 必要数（単独で訪問型サービスAを実施する事業所は1以上） （資格要件： 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修修了者）</p> <p>※従事者：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の緩和した基準によるサービスの人員基準で示された名称で、現行の訪問介護相当サービスの「訪問介護員等」に当たる。</p>

総合事業（訪問型サービス）		
サービス種別	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
設備基準	○現行の介護予防訪問介護と同様 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	○現行の介護予防訪問介護と同様 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品
運営基準	○現行の介護予防訪問介護と同様 基本方針 訪問介護員等の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 介護予防支援事業者等との連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 介護予防サービス計画等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者及びサービス提供責任者の責務 運営規程 介護等の総合的な提供 勤務体制の確保等 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分・記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 廃止・休止の届出と便宜の提供	○現行の介護予防訪問介護と同様 基本方針 訪問介護員等の員数・管理者・設備 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要支援認定の申請に係る援助 心身の状況等の把握 地域包括支援センターとの連携 介護予防サービス費の支給を受けるための援助 介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供 介護予防ケアプラン等の変更の援助 身分を証する書類の携行 サービスの提供の記録 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 同居家族に対するサービス提供の禁止 利用者に関する市への通知 緊急時等の対応 管理者及びサービス提供責任者の責務 運営規程 勤務体制の確保等 衛生管理等 掲示 秘密保持等 広告 地域包括支援センターに対する利益供与の禁止 苦情処理 地域との連携 事故発生時の対応 会計の区分・記録の整備 基本取扱方針・具体的取扱方針・留意点 廃止・休止の届出と便宜の提供
※下線部は、市が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。		

サービス種別	総合事業（訪問型サービス）	
	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）
提供時間	○内容により異なる。	○20分以上45分未満／45分以上60分まで
利用対象者と報酬単価	<p>○報酬単価は、現行の介護予防訪問介護と同額とする。 平成30年度からは、1回当たりの単価を設定する。</p> <p>■訪問型Ⅰ（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 1,168単位／月 訪問型Ⅳ <平成30年度～>（1月全部で4回まで）266単位／回</p> <p>■訪問型Ⅱ（週2回程度） 事業対象者 要支援1・2 2,335単位／月 訪問型Ⅴ <平成30年度～>（1月全部で5～8回まで）270単位／回</p> <p>■訪問型Ⅲ（週2回超） 事業対象者 要支援2 3,704単位／月 訪問型Ⅵ <平成30年度～>（1月全部で9～12回まで）285単位／回</p> <p>○加算 現行の介護予防訪問介護費の報酬と同様とする。</p>	<p>○1回当たりの報酬単価と月額の上限を設定する。</p> <p>■訪問型AⅠ（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [20分以上45分未満] 805単位／月 (1月全部で4回まで)183単位／回</p> <p>■訪問型AⅡ（週1回程度） 事業対象者 要支援1・2 [45分以上60分まで] 990単位／月 (1月全部で4回まで)225単位／回</p> <p>○加算 初回加算を算定対象とする。</p>